

学長の任期、再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について

令和5年1月24日
国立大学法人福島大学
学長選考・監察会議

<学長の任期>

4年

<再任の可否>

可（任期：2年）

<再任を可能とする場合の上限設定の有無>

有（1回限り）

<理由>

学長選考・監察会議は、国立大学法人法第15条第1項の趣旨及び中期目標・中期計画期間等を踏まえ、学長が適切なリーダーシップを安定的に発揮することができる期間として、上記のとおり定めている。

【参考】

○国立大学法人法（抜粋）

（役員の任期）

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。